

農産産地支援事業実施要領

制定 平成24年6月1日生振第114号
最終改正 令和8年3月27日生振第1568号

第1 趣旨

米や落花生に代表される農産作物は、本県においては基幹作物であり、本県農業の中で重要な位置を占めている。

しかしながら、米については、農業者の高齢化や担い手の減少などにより産地の維持が課題となっており、担い手への農地の集積・集約を図るとともに生産性を向上させることで、産地の維持・強化を図り、米を安定的に供給できる体制を整える必要がある。

また、麦・大豆・落花生などについても、米と同じく厳しい営農環境にある中で、産地の維持・強化を図り、多様な消費者ニーズに応えられる体制を整える必要がある。

そこで、米をはじめ麦・大豆・落花生など農産作物の産地の維持・強化を図るため、規模拡大や生産の効率化等に必要な農業用機械等の整備に対して支援する。

第2 事業の実施方針

本事業は、「千葉県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」（令和5年6月）及び第1の趣旨に基づき、地域の諸条件に応じて関連事業との連携を図りつつ効果的に実施するものとする。

第3 事業の内容

本事業は、次に掲げる事業区分により構成し、対象品目、補助対象内容及び採択要件等については、それぞれ別表1～4に掲げるとおりとする。

(1) 種子・産地育成型

米・麦・大豆・落花生などの産地を育成するため、認定農業者や営農集団等に対して、優良種子生産や産地育成に必要な機械施設の整備を支援する。

(2) スマート農業推進型

産地の担い手の生産性の向上を図るため、作業の省力化や自動化等に資するロボット、AI、IoTなど先端技術を活用したスマート農業機械（以下、「スマート農業機械」）の導入を支援する。

(3) 輸出用米・米粉用米低コスト生産支援型

需要増加が見込まれる輸出用米及び米粉用米の作付拡大を図るため、その生産の省力・低コスト化に必要な機械の導入を支援する。

(4) 水稻生産力強化型

将来にわたる米産地の維持・強化を図るため、規模拡大に意欲のある若手生産者を対象に、規模拡大に必要なスマート農業機械の導入を支援する。

第4 事業の実施

1 事業実施主体

農産産地支援事業補助金交付要綱第3条に規定する事業区分ごとの事業実施主体は次表のとおりとする。

なお、次表における事業実施主体の定義は以下のとおりである。

「認定農業者」及び「認定新規就農者」とは、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号、以下「基盤強化法」）第12条第1項の認定を受けた者及び第14条の4第1項の認定を受けた者で、事業実施計画の承認日までに有効期限内である者のことをいう。

「営農集団」とは、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある任意組織（集落営農組織、機械共同利用組織）のことをいう（認定農業者を除く）。

「その他知事が特に認める者」とは、スマート農業推進型でRTK固定基地局を整備しようとする土地改良区及び農業共済組合のことをいう。

「後継者が就農している」とは、後継者が共同で農業経営改善計画の認定を受けていることをいう。

事業の区分	事業実施主体
種子・産地育成型	市町村、農業協同組合、認定農業者、営農集団
スマート農業推進型	市町村、農業協同組合、認定農業者、営農集団 その他知事が特に認める者
輸出用米・米粉用米 低コスト生産支援型	認定農業者、営農集団
水稻生産力強化型	50歳未満の認定農業者及び認定新規就農者 50歳未満の後継者が就農している認定農業者 ※いずれも法人の場合は、50歳未満の者が役員 の過半数を占める法人

2 事業実施期間

本事業は、単年度で完了することを原則とする。

3 事業対象地区

事業の対象地区は、本事業の主たる受益地が、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された農業振興地域であることとする。

4 事業の採択

事業の採択については、別表1～4に記載する採択要件を満たす者の中から、別に定める「農産産地支援事業配分基準」に基づき、事業の区分ごとに各事業実施計画の

ポイントを算定し、ポイントが上位の事業実施計画から順に予算の範囲内で採択するものとする。

5 事業実施計画の協議及び承認

(1) 計画の策定

事業実施主体は、市町村の指導に基づき、種子・産地育成型、スマート農業推進型については別記第1号様式又は別記第2号様式、輸出用米・米粉用米低コスト生産支援型については別記第3号様式、水稻生産力強化型については別記第4号様式により農産産地支援事業実施計画書（以下、「実施計画書」という。）を作成し、誓約書（別記第6号様式）及び役員等名簿（別記第7号様式）を添えて、市町村長に提出するものとする。

なお、一つの事業実施地区の範囲が、2以上の市町村の区域にわたる場合にあっては、原則として主たる市町村長に提出するものとする。

また、事業実施地区の範囲が相当程度広域である場合にあっては、知事へ提出できるものとする。この場合、実施計画書に誓約書及び役員等名簿を添えて、別記第5号様式により知事に提出するものとする。

(2) 事業の協議及び承認

ア 市町村長は、(1)により提出された実施計画について、必要な指導・調整・審査を行い、当該計画が適当と認められる場合は、別記第5号様式に実施計画書、誓約書及び役員等名簿を添えて、農業事務所長に提出するものとする。

イ 知事又は農業事務所長は、提出を受けた実施計画書を審査し、適当と認められる場合はこれを承認し、事業実施主体又は市町村長へ通知するものとする。

ウ イの通知を受けた市町村長は、事業実施主体に対しその旨を通知するものとする。

(3) 計画の変更

事業実施主体は、次の各号に掲げる重要な変更により、実施計画書に記載された取組を変更する場合は、第4の5(1)に準じて知事又は市町村に変更した計画を提出し、知事又は農業事務所長は、第4の5(2)に準じて承認する。

ア 事業実施主体の変更

イ 事業実施地区の変更

ウ 事業費の30パーセントを超える増減又は補助金の増

6 事業の着手

(1) 事業実施主体は、本事業を千葉県補助金等交付規則第4条の交付の決定（以下「交付決定」という。）前に着手する場合にあっては、あらかじめ、市町村長又は農業事務所長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した農産産地支援事業交付決定前着手届（別記第8号様式）を知事又は農業事務所長に提出するものとする。

(2) 事業実施主体は、交付決定前に着手する場合には、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから着手するものとする。

また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は

自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に着手する場合には、農産産地支援事業補助金交付申請書の備考欄に着手予定年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

- (3) 交付決定前に着手する場合には、知事又は農業事務所長は、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

第5 事業の推進体制

- 1 事業実施主体は、計画の策定、事業の実施に当たり、市町村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農業事務所等の関係機関及び団体の指導・協力を得て適正に推進するものとする。
- 2 県は、事業の実施に当たり、農業事務所等関係機関による指導及び市町村、農業団体等の協力により、計画及び実施の指導を併せて行い、事業目的の達成に努めるものとする。

第6 機械施設等の管理運営

事業実施主体は、整備する機械・施設の管理運営規則を定め、効率的かつ適正な管理運営を行うものとする。

第7 実施状況等の報告

事業実施主体は、事業終了の翌年度から3年間（目標未達の場合は、最大5年間）、当該年度の1月末日現在における事業目標の達成状況等について、実施状況報告書（事業区分に応じ、別記第9～11号様式）を作成し、別記第12号様式により当該年度の2月末日までに知事又は市町村長を経由して農業事務所長に提出するものとする。

第8 事業実施上の留意点

- 1 更新施設・機械導入の禁止
既存の施設・機械等の代替として同種・同能力のものを再度導入すること（いわゆる更新）は、補助の対象としないものとする。
ただし、既存施設・機械が耐用年数経過後5年以上経過したものについては、代替の既存施設・機械として扱わないものとする。
- 2 中古品の取扱い
補助の対象とする施設は、新築・新品又は新設によるほか、既存施設及び資材の有効利用等からみて、当該地区及び事業の実情に即し必要があると認められる場合は、増築・改築・併設若しくは合体の事業又は古品、古材の利用に係る事業を補助の対象とすることができるものとする。
中古機械の場合には、残存耐用年数が5年以上ある場合に補助の対象とすることができる。
- 3 機種及び業者決定

(1) 機種及び業者決定をする場合は、入札又は3者以上による見積り合わせを原則とする。

(2) 実施設計の取扱い

入札等に必要の実施設計については、設計事務所等に依頼する場合のみ補助対象とし、事業実施主体が自ら作成するのに要する経費は補助対象としない。

4 切り替え・二重申請の禁止

自力若しくは他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業を本事業に切り替えて補助の対象とすることは、認めないものとする。

また、本事業と同一の補助対象経費に対し、他の補助事業を二重申請することは、認めないものとする。

第9 その他

その他実施要領に定めのない事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

本実施要領は、平成24年度から適用する。

附 則

本実施要領は、平成27年度から適用する。

附 則

本実施要領は、平成29年度から適用する。

附 則

本実施要領は、平成30年度から適用する。

附 則

本実施要領は、平成31年度から適用する。

附 則

本実施要領は、令和3年度から適用する。

附 則

本実施要領は、令和5年度から適用する。

附 則

本実施要領は、令和6年8月1日から施行し、令和6年度から適用する。

附 則

1 本要領は、令和7年4月1日から施行する。

2 この通知による改正前の取扱いについては、第8の規定を除き、なお従前の例によるものとする。

附 則

1 本実施要領は、令和8年4月1日から施行する。

2 本改正後においても、令和7年度までに実施した事業の実施状況報告については、改正前の第8の規定をなお従前の例により適用する。

(別表1) 種子・産地育成型

対象品目及び補助対象内容	採択要件	補助率
<p>1 対象品目 稲、麦、大豆、落花生、茶、たばこ 種子(千葉県主要農作物等種子条例(令和2年条例第35号)第4条第1項により策定される種子計画に基づき生産される種子に限る)</p> <p>2 対象品目別の補助対象内容</p> <p>(1) 稲(種子を含む) 栽培管理用機械、収穫調製用機械、直播栽培用機械、育苗施設及び設備、乾燥調製施設、販売・加工関連施設及び設備、種子保管施設並びにその附帯機械及び施設</p> <p>(2) 麦、大豆(種子を含む) 栽培管理用機械、収穫調製用機械、直播栽培用機械、乾燥調製施設、販売・加工関連施設及び設備並びにその附帯機械及び施設</p> <p>(3) 落花生(種子を含む) 栽培管理用機械、収穫調製用機械、集出荷用機械施設及び設備、加工用機械施設及び設備、貯蔵用機械施設及び設備</p> <p>(4) 茶、たばこ 栽培管理用機械、育苗施設及び設備、集出荷用機械施設及び設備、加工用機械施設及び設備、貯蔵用機械施設及び設備</p>	<p>1 市町村において「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(基盤強化法第6条に規定する基本構想をいう。)」を策定していること。</p> <p>2 事業実施年度における事業実施主体の対象品目の作付面積(事業実施主体が、市町村及び農業協同組合の場合は導入する機械等による受益面積、営農集団の場合は構成員の作付面積の合計)がおおむね別表5に掲げる規模以上であること。</p> <p>3 農業機械士(千葉県農業機械士認定要綱(昭和58年5月24日制定)に規定する農業機械士をいう。)が配置されていること、若しくは配置される計画があること、又は受益者の技能向上のための研修を受ける計画があること。</p> <p>4 目標年度(事業実施年度から3年後)までに対象品目の①作付面積、②労働生産性、③単収のいずれかを10%以上向上する実施計画であること。</p> <p>5 事業実施主体が認定農業者の場合は、地域計画(基盤強化法第19条第1項に規定する地域計画をいう。)の目標地区(基盤強化法第19条第3項の地区をいう。)に位置付けられた者であること。また、事業実施主体が営農集団の場合は、その構成員の1名以上が目標地区に位置付けられた者であること。</p> <p>※ 対象品目が種子の場合、4及び5の要件を除く。</p>	<p>1/3以内(千円未満の端数は切捨て)</p> <p>ただし、原則として、事業費は50万円以上とし、上限事業費3,000万円を超える申請については補助金を定額とする。</p>

(別表2) スマート農業推進型

対象品目及び補助対象内容	採択要件	補助率
<p>1 対象品目 稲、麦、大豆、落花生、茶、たばこ</p> <p>2 補助対象内容 生産性の向上や農産物の高付加価値化等に資するロボット、AI、IoTなど先端技術を活用した機械（ただし、パソコンやスマートフォン、タブレット端末等の機器及び通信費等は除く。また、RTK固定基地局については、造成費用等を除く。）並びにその附帯機械及び施設</p> <p>3 RTK固定基地局の整備に係る内容 (1) 農産物の生産等に係る作業に使用する期間内において他用途に利用されないものであること。 (2) 整備後の適正利用が確認できるものであること。</p>	<p>1 市町村において「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を策定していること。</p> <p>2 事業実施年度における事業実施主体の対象品目の作付面積（市町村、農業協同組合、土地改良区及び農業共済組合の場合は導入する機械等による受益面積、営農集団の場合は構成員の作付面積の合計）がおおむね別表5に掲げる規模以上であること。</p> <p>3 農業機械士が配置されていること、若しくは配置される計画があること、又は受益者の技能向上のための研修を受ける計画があること。</p> <p>4 目標年度（事業実施年度から3年後）までに対象品目の①作付面積、②労働生産性、③単収のいずれかを10%以上向上する実施計画であること。</p> <p>5 事業実施主体が 認定農業者の場合は、地域計画の目標地図に位置付けられた者であること。また、事業実施主体が営農集団の場合は、その構成員の1名以上が目標地図に位置付けられた者であること。</p>	<p>1/3以内（千円未満の端数は切捨て）</p> <p>ただし、原則として、事業費は50万円以上とし、上限事業費600万円を超える申請については補助金を定額とする。</p>

(別表3) 輸出用米・米粉用米低コスト生産支援型

対象品目及び補助対象内容	採択要件	補助率
<p>1 対象品目 稲のうち「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年25生産第3578号）」別紙1第2の2（1）に規定されている新市場開拓用（以下、「輸出用米」）及び米粉用（以下、「米粉用米」）</p> <p>2 補助対象内容 （1）高密度播種苗対応機械（播種機、田植機） （2）直播用作業機械 （3）均平用機械（レベラー） （4）除草剤散布用ホバークラフト （5）フレキシブルコンテナバッグ用計量ユニット （6）農業用ドローン （7）自動操舵システム</p>	<p>1 市町村において「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を策定していること。</p> <p>2 事業実施年度における事業実施主体の水稻作付面積（事業実施主体が営農集団の場合は、構成員の作付面積の合計）がおおむね30ha以上であること。</p> <p>3 農業機械士が配置されていること、若しくは配置される計画があること、又は受益者の技能向上のための研修を受ける計画があること。</p> <p>4 事業実施年度の輸出用米及び米粉用米の作付面積（事業実施主体が営農集団の場合は、構成員の作付面積の合計）が2ha以上であり、目標年度（事業実施年度から3年後）までに輸出用米及び米粉用米の作付面積を10%以上向上する実施計画であること。</p> <p>5 事業実施主体が認定農業者の場合は、地域計画の目標地図に位置付けられた者であること。また、事業実施主体が営農集団の場合は、その構成員の1名以上が目標地図に位置付けられた者であること。</p> <p>6 輸出用米及び米粉用米の栽培において、別表6に掲げる省力・低コスト化生産技術のうち、事業実施年度において1つ以上、目標年度（事業実施年度から3年後）までに新たに1つ以上に取り組むこと。</p>	<p>1/3以内（千円未満の端数は切捨て）</p> <p>ただし、原則として、事業費は50万円以上とする。</p>

(別表 4) 水稲生産力強化型

対象品目及び補助対象内容	採択要件	補助率
<p>1 対象品目 稲</p> <p>2 補助対象内容 水稲作付面積の拡大に向けた、省力・低コスト化に資するロボット、AI、IoTなど先端技術を活用した機械（ただし、パソコンやスマートフォン、タブレット端末等の機器及び通信費等は除く。）及びその附帯機械</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 市町村において「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を策定していること。 2 事業実施年度における事業実施主体の水稲作付面積が15ha以上30ha未満であること。 3 目標年度（事業実施年度から3年後）までに水稲作付面積を25%以上向上する実施計画であること。 4 農業機械士が配置されていること、若しくは配置される計画があること、又は受益者の技能向上のための研修を受ける計画があること。 5 事業実施主体が地域計画の目標地図に位置付けられた者であること。 6 水稲作付面積拡大に向けた別表6に掲げる省力・低コスト化生産技術のうち、事業実施年度において1つ以上、目標年度（事業実施年度から3年後）までに新たに1つ以上に取り組むこと。 	<p>1/3以内（千円未満の端数は切捨て）</p> <p>ただし、原則として、事業費は50万円以上とし、上限事業費2,400万円を超える申請については補助金を定額とする。</p>

(別表5) 面積要件

品 目	面積要件
稲	30ha (種子産地の場合、10ha)
麦	10ha (種子産地の場合、5ha)
大豆	10ha (種子産地の場合、1ha)
落花生	3ha (種子産地の場合、0.5ha)
茶	2ha
たばこ	10ha

(別表6) 省力・低コスト化生産技術について

No	取組内容	備考	確認方法 (例)
1	ほ場条件の改善	暗渠の施工 畦畔除去によるほ場の拡大 レベラーによるほ場の均平化 ※いずれも作業委託によるものを含む	施工に関する書類、作業日誌、 作業委託契約書、現地確認
2	直播栽培	乾田直播栽培 湛水直播栽培	作業日誌、現地確認
3	疎植栽培	48株/坪以下の栽植密度で移植を行うこと	作業日誌、現地確認
4	高密度播種育苗栽培	苗箱1箱当たりの播種量が、乾粃250～300g（催芽粃312～375g）であること	作業日誌、現地確認
5	プール育苗	プールを設置し、プール内に苗箱を置き湛水状態で行う育苗	作業日誌、現地確認
6	無代かき移植栽培	耕耘碎土後に入水し、しばらく放置した後、代かきを行わずに苗を移植する	作業日誌、現地確認
7	乳苗移植栽培	葉齢が2葉未満の苗（育苗日数は7～10日程度）を移植する	作業日誌、現地確認
8	作期分散	作期の異なる複数品種を作付けし、作期を分散する取組	作業日誌、出荷伝票、現地確認
9	効率的な施肥	流し込み施肥、育苗箱全量施肥、側条施肥、農業用ドローンを使用した施肥	作業日誌、肥料の納品書等、 現地確認
10	効率的な農薬処理	播種時同時処理、田植え同時処理、農業用ドローンを使用した処理	作業日誌、農薬の納品書等、 現地確認
11	出荷形態の効率化	フレコン・バラ出荷	出荷伝票、作業日誌、現地確認
12	農業機械の共同利用	地域における農業機械の共同利用	共同機械の利用簿、利用料金の 支払伝票
13	農業支援サービスの利用	農業者等に対して提供される農業に係るサービス（農産品の加工流通・販売に係るサービスを除く。）の利用	サービス利用に係る契約書 等、利用料金の支払伝票

年度農産産地支援事業（対象品目：稲（種子を含む））

実施計画書

第1 事業実施主体の概要

1 氏名又は名称（代表者名）

2 住所又は所在地

3 設立年月日（事業実施主体が法人・営農集団の場合のみ記入する。）

4 経営の概要（経営類型、農作業従事者、出荷先及び関係施策との関連等を踏まえて記入する。）

第2 事業の概要

1 事業の目的

（事業実施主体の現状、生産上の問題・課題、課題の解決に向けて必要な方策等を踏まえて記入する。）

2 事業実施地区の概要（自然的、社会的、経済的条件及び地区の水田営農の状況を簡潔に記載する。）

3 事業実施により期待される産地への効果及び今後の展望

第3 事業実施主体の水田農業の現状と目標

(単位：ha)

区分	水田面積	水稻作付面積			水田におけるその他作付面積				不作付地等
		主食用米	新規需要米等	計	麦	大豆	その他作物	計	
現状 (年度)				0.0				0.0	
本年度				0.0				0.0	
目標 (年度)				0.0				0.0	

注1) 「水田面積」には、田本地面積（畦畔を含まない面積）を記入すること。

注2) 「現状」は事業実施前年度、「本年度」は事業実施年度、「目標」は事業実施年度の3年後とする。

(例) 事業実施年度が令和8年度の場合、現状が令和7年度、目標が令和11年度となる。

第4 事業計画

1 事業目標

事業目標 (選択)	現状 (年度)	目標 (年度)	増加率 (%)

注1) 「現状」は事業実施前年度、「目標」は事業実施年度の3年後とする。

注2) 「労働生産性」の計算式は以下の①又は②のとおり。

- 付加価値額 (収入総額－費用総額＋人件費)
- ① $\frac{\text{付加価値額 (収入総額－費用総額＋人件費)}}{\text{労働投入量 (労働者数又は、労働者数×労働者1人あたりの年間就業時間)}}$
- ② $\frac{\text{付加価値額 (収入総額－費用総額＋人件費)}}{\text{労働投入量 (労働者数又は、労働者数×労働者1人あたりの年間就業時間)}}$

注3) 「単収」は、10aあたりの収量とする。計算式は以下のとおり。

対象品目の総生産量/対象品目の作付面積

注4) 「増加率」は現状との比較とする。計算式は以下のとおり。小数点第2位を四捨五入する。

{ (目標値－現状値) / 現状値 } × 100

2 機械・施設の現状と整備計画

導入機械・施設名	規格・能力等	現状	本年度	目標
		台	台	台
		台	台	台
		台	台	台

注1) 「現状」は事業実施前年度、「本年度」は事業実施年度、「目標」は事業実施年度の3年後とする。

3 導入機械・施設の利用に当たっての基本的な考え方 (導入機械・施設の選定と規模決定理由、現状及び目標時を対比しながら、既存の機械・施設を含めた利用体系を記載する。)

第5 事業の内容及び事業費

事業実施 主体	受 益		事 業 内 容							
	農家 戸数	面積	機械 名称等	規格・ 能力等	事業量	事業費	負担区分			備考※
							県費	市町村費	その他	
	戸	ha				円	円	円	円	円
合 計										

※備考欄に税額を記入すること

第6 添付資料

- (1) 採択要件を満たすことが分かる資料
 - ・事業実施年度及び事業実施前年度の対象品目の作付面積が確認できる書類（営農計画書等）
 - ・農業機械士がすでに配置されている場合は、認定が確認できる書類（認定証等）
 - ・事業実施主体が認定農業者、営農集団の場合は、目標地区に位置付けられている地域計画
 - ・事業実施主体が認定農業者の場合、認定状況が確認できる書類（認定証等）
- (2) 共通添付資料
 - ・事業実施地区の区域・受益地の位置図
 - ・導入機械等の見積書、カタログ及び能力・台数などの算定根拠
 - ・施設設置場所、導入機械格納場所の位置図
 - ・事業実施主体の収支計画書
- (3) 事業実施主体が法人又は営農集団の場合、次に掲げる書類
 - ・組合員名簿及び規約（法人の場合、定款）
 - ・事業実施に当たっての事業実施主体の同意書又は決議書等の写し
 - ・導入機械等の管理運営規程
- (4) その他関係する資料

実施計画書

第1 事業実施主体の概要

1 氏名又は名称（代表者名）

2 住所又は所在地

3 設立年月日（事業実施主体が法人・営農集団の場合のみ記入する。）

4 経営の概要（経営類型、農作業従事者、出荷先及び関係施策との関連等を踏まえて記入する。）

第2 事業の概要

1 事業の目的

（事業実施主体の現状、生産上の問題・課題、課題の解決に向けて必要な方策等を踏まえて記入する。）

2 事業実施地区の概要（自然的、社会的、経済的条件及び地区の水田営農の状況を簡潔に記載する。）

3 事業実施により期待される産地への効果及び今後の展望

第3 対象品目作付面積の現状と目標

(単位：ha)

対象品目	現 状 (年度)	本年度	目 標 (年度)

注1) 「現状」は事業実施前年度、「本年度」は事業実施年度、「目標」は事業実施年度の3年後とする。

(例) 事業実施年度が令和8年度の場合、現状が令和7年度、目標が令和11年度となる。

第4 事業計画

1 事業目標

事業目標 (選択)	現状 (年度)	目標 (年度)	増加率 (%)

注1) 「現状」は事業実施前年度、「目標」は事業実施年度の3年後とする。

注2) 「労働生産性」の計算式は以下の①又は②のとおり。

付加価値額 (収入総額 - 費用総額 + 人件費)

①
$$\frac{\text{付加価値額 (収入総額 - 費用総額 + 人件費)}}{\text{労働投入量 (労働者数又は、労働者数} \times \text{労働者1人あたりの年間就業時間)}}$$

②
$$\frac{\text{対象品目の総生産量}}{\text{労働投入量 (労働者数又は、労働者数} \times \text{労働者1人あたりの年間就業時間)}}$$

注3) 「単収」は、10aあたりの収量とする。計算式は以下のとおり。

対象品目の総生産量 / 対象品目の作付面積

注4) 「増加率」の計算式は以下のとおり。小数点第2位を四捨五入する。

$$\{ (\text{目標値} - \text{現状値}) / \text{現状値} \} \times 100$$

2 機械・施設の現状と整備計画

導入機械・施設名	規格・能力等	現 状	本年度	目 標
		台	台	台
		台	台	台
		台	台	台

注1) 「現状」は事業実施前年度、「本年度」は事業実施年度、「目標」は事業実施年度の3年後とする。

3 導入機械・施設の利用に当たっての基本的な考え方 (導入機械・施設の選定と規模決定理由、現状及び目標時を対比しながら、既存の機械・施設を含めた利用体系を記載する。)

第5 事業の内容及び事業費

事業実施 主体	受 益		事 業 内 容							
	農家 戸数	面積	機械 名称等	規格・ 能力等	事業量	事業費	負担区分			備考※
							県費	市町村費	その他	
	戸	ha				円	円	円	円	円
合 計										

※備考欄に税額を記入すること

第6 添付資料

- (1) 採択要件を満たすことが分かる資料
 - ・事業実施年度及び事業実施前年度の対象品目の作付面積が確認できる書類（営農計画書等）
 - ・農業機械士がすでに配置されている場合は、認定が確認できる書類（認定証等）
 - ・事業実施主体が認定農業者、営農集団の場合は、目標地区に位置付けられている地域計画
 - ・事業実施主体が認定農業者の場合、認定状況が確認できる書類（認定証等）
- (2) 共通添付資料
 - ・事業実施地区の区域・受益地の位置図
 - ・導入機械等の見積書、カタログ及び能力・台数などの算定根拠
 - ・施設設置場所、導入機械格納場所の位置図
 - ・事業実施主体の収支計画書
- (3) 事業実施主体が法人又は営農集団の場合、次に掲げる書類
 - ・組合員名簿及び規約（法人の場合、定款）
 - ・事業実施に当たっての事業実施主体の同意書又は決議書等の写し
 - ・導入機械等の管理運営規程
- (4) その他関係する資料

年度農産産地支援事業
輸出用米・米粉用米低コスト生産支援型
実施計画書

第1 事業実施主体の概要

1 氏名又は名称（代表者名）

--

2 住所又は所在地

--

3 設立年月日（事業実施主体が法人・営農集団の場合のみ記入する。）

--

4 経営の概要（経営類型、農作業従事者、出荷先及び関係施策との関連等を踏まえて記入する。）

--

第2 事業の概要

1 事業の目的

（事業実施主体の現状、生産上の問題・課題、課題の解決に向けて必要な方策等を踏まえて記入する。）

--

2 事業実施地区の概要（自然的、社会的、経済的条件及び地区の水田営農の状況を簡潔に記載する。）

--

3 事業実施により期待される産地への効果及び今後の展望

--

第3 事業実施主体の水田農業の現状と目標

(単位：ha)

区分	水田面積	対象品目作付面積			水田におけるその他作付面積				不作付地等
		輸出用米	米粉用米	計	主食用米	その他米	その他作物	計	
本年度				0.0				0.0	
目標(年度)				0.0				0.0	

注1) 「水田面積」には、田本地面積(畦畔を含まない面積)を記入すること。

注2) 「本年度」は事業実施年度、「目標」は事業実施年度の3年後とする。

(例) 事業実施年度が令和8年度の場合、現状が令和7年度、目標が令和11年度となる。

第4 事業計画

1 事業目標

目標年度までに輸出用米及び米粉用米の作付面積を本年度より10%以上向上させる	本年度(ha) (年度)	目標(ha) (年度)	増加率(%)
			#DIV/0!

注1) 「本年度」は事業実施年度、「目標」は事業実施年度の3年後とする。

注2) 「増加率」の計算式は以下のとおり。小数点第2位を四捨五入する。

$$\{ (\text{目標値} - \text{本年度値}) / \text{本年度値} \} \times 100$$

2 輸出用米及び米粉用米の栽培における省力・低コスト化生産技術の取組状況と目標

(1) 事業実施年度に取り組んでいる技術

(2) 目標年度(事業実施年度の3年度)までに新たに取り組む技術

注1) 実施要領(別表6)から取組内容を記載すること。いずれも1つ以上の取組内容を記載すること。

3 機械の現状と整備計画

導入機械名	規格・能力等	現状	本年度	目標
高密度播種苗対応機械()		台	台	台
直播用作業機械()		台	台	台
均平用機械()		台	台	台
ホバークラフト		台	台	台
フレコン用計量ユニット		台	台	台
農業用ドローン		台	台	台
自動操舵システム		台	台	台

注1) 「現状」は事業実施前年度、「本年度」は事業実施年度、「目標」は事業実施年度の3年後とする。

- 4 導入機械・施設の利用に当たっての基本的な考え方（導入機械・施設の選定と規模決定理由、現状及び目標時を対比しながら、既存の機械・施設を含めた利用体系を記載する。）

※導入機械は必ず輸出用米及び米粉用米の栽培に使用すること。その上で、その他米の栽培に使用することは可能。

第5 事業の内容及び事業費

事業実施主体	受 益		事 業 内 容							備考※
	農家戸数	面積	機械名称等	規格・能力等	事業量	事業費	負担区分			
							県費	市町村費	その他	
	戸	ha				円	円	円	円	円
合 計										

※備考欄に税額を記入すること

第6 添付資料

- (1) 採択要件を満たすことが分かる資料
 - ・事業実施年度の対象品目の作付面積が確認できる書類（営農計画書等）
 - ・農業機械士がすでに配置されている場合は、認定が確認できる書類（認定証等）
 - ・事業実施主体が目標地図に位置付けられている地域計画
 - ・事業実施主体が認定農業者の場合、認定状況が確認できる書類（認定証等）
- (2) 共通添付資料
 - ・事業実施地区の区域・受益地の位置図
 - ・導入機械等の見積書、カタログ及び能力・台数などの算定根拠
 - ・施設設置場所、導入機械格納場所の位置図
 - ・事業実施主体の収支計画書
- (3) 事業実施主体が法人又は営農集団の場合、次に掲げる書類
 - ・組合員名簿及び規約（法人の場合、定款）
 - ・事業実施に当たっての事業実施主体の同意書又は決議書等の写し
 - ・導入機械等の管理運営規程
- (4) その他関係する資料

年度農産産地支援事業
水稲生産力強化型
実施計画書

第1 事業実施主体の概要

1 氏名又は名称（代表者名）

--

2 住所又は所在地

--

3 設立年月日（事業実施主体が法人の場合のみ記入する。）

--

4 経営の概要（経営類型、農作業従事者、出荷先及び関係施策との関連等を踏まえて記入する。）

--

第2 事業の概要

1 事業の目的

（事業実施主体の現状、生産上の問題・課題、課題の解決に向けて必要な方策等を踏まえて記入する。）

--

2 事業実施地区の概要（自然的、社会的、経済的条件及び地区の水田営農の状況を簡潔に記載する。）

--

3 事業実施により期待される産地への効果及び今後の展望

--

第3 事業実施主体の水田農業の現状と目標

(単位：ha)

区分	水田面積	水稻作付面積			水田におけるその他作付面積				不作付地等
		主食用米	新規需要米等	計	麦	大豆	その他作物	計	
本年度				0.0				0.0	
目標(年度)				0.0				0.0	

注1) 「水田面積」には、田本地面積(畦畔を含まない面積)を記入すること。

注2) 「本年度」は事業実施年度、「目標」は事業実施年度の3年後とする。

(例) 事業実施年度が令和8年度の場合、現状が令和7年度、目標が令和11年度となる。

第4 事業計画

1 事業目標

	本年度 (ha) (年度)	目標 (ha) (年度)	増加率 (%)
目標年度までに水稻作付面積を本年度より25%以上向上させる			#DIV/0!

注1) 「本年度」は事業実施年度、「目標」は事業実施年度の3年後とする。

注2) 「増加率」の計算式は以下のとおり。小数点第2位を四捨五入する。

$$\{ (\text{目標値} - \text{本年度値}) / \text{本年度値} \} \times 100$$

2 水稻作付面積拡大に向けた省力・低コスト化生産技術の取組状況と目標

(1) 事業実施年度に取り組んでいる技術

(2) 目標年度(事業実施年度の3年度)までに新たに取り組む技術

注1) 実施要領(別表6)から取組内容を記載すること。いずれも1つ以上の取組内容を記載すること。

3 機械の現状と整備計画

導入機械名	規格・能力等	現状	本年度	目標
		台	台	台
		台	台	台
		台	台	台
		台	台	台

注1) 「現状」は事業実施前年度、「本年度」は事業実施年度、「目標」は事業実施年度の3年後とする。

- 4 導入機械・施設の利用に当たっての基本的な考え方（導入機械・施設の選定と規模決定理由、現状及び目標時を対比しながら、既存の機械・施設を含めた利用体系を記載する。）

第5 事業の内容及び事業費

事業実施主体	受 益		事 業 内 容							備考※
	農家戸数	面積	機械名称等	規格・能力等	事業量	事業費	負担区分			
							県費	市町村費	その他	
	戸	ha				円	円	円	円	円
合 計										

※備考欄に税額を記入すること

第6 添付資料

- (1) 採択要件を満たすことが分かる資料
 - ・事業実施主体の生年月日が確認できる書類、認定農業者等認定状況が確認できる書類（農業経営改善計画等）
 - ・事業実施年度の対象品目の作付面積が確認できる書類（営農計画書等）
 - ・農業機械士がすでに配置されている場合は、認定が確認できる書類（認定証等）
 - ・事業実施主体が目標地図に位置付けられている地域計画
- (2) 共通添付資料
 - ・事業実施地区の区域・受益地の位置図
 - ・導入機械等の見積書、カタログ及び能力・台数などの算定根拠
 - ・施設設置場所、導入機械格納場所の位置図
 - ・事業実施主体の収支計画書
- (3) 事業実施主体が法人の場合、次に掲げる書類
 - ・組合員名簿及び規約（法人の場合、定款）
 - ・事業実施に当たっての事業実施主体の同意書又は決議書等の写し
 - ・導入機械等の管理運営規程
- (4) その他関係する資料

別記第5号様式

文 書 番 号
年 月 日

〇〇農業事務所長^{注1} 様

〇〇〇市町村長 〇〇〇〇^{注2}

〇〇年度農産産地支援事業実施計画の協議について

このことについて、農産産地支援事業（〇〇型）^{注3}を別添計画書のとおり実施したいので、農産産地支援事業実施要領第4の5（2）の規定により協議します。

（注1）事業実施地区の範囲が相当程度広域である場合は、千葉県知事とする。

（注2）事業実施地区の範囲が相当程度広域である場合は、事業実施主体の代表者とする。

（注3）括弧内には、実施要領第3に掲げる事業区分を記入すること。

誓約書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

(法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名)

印

補助金の交付を申請した事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。））が農産産地支援事業補助金交付要綱第4条第2項各号のいずれにも該当せず、将来においても当該各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、補助金等の交付申請をするに当たり、上記内容に該当しないことを確認するため、千葉県が千葉県警察本部に照会することについて承諾します。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、補助金の交付を受けられないこと又は補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

注意事項

- ※ 本人が自署で作成する場合、押印は原則廃止とし、第三者が作成する場合は原則存続とする。
- ※ 本人の自署とする場合は、本人確認書類の写しを添付すること。
- ※ 電子申請の場合は、申請者が原本（誓約書・役員等名簿）を保管すること。

役員等名簿

番号	商号又は名称（半角）	商号又は名称（漢字）	氏名（半角）	氏名（漢字）	生年月日				性別 (M・F)	住 所	職 名
					元号 MTSH	年	月	日			
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											

現在における（私 ・ 当法人（団体））の役員等名簿に相違ありません。

年 月 日

住所（法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名）

印

役員等名簿には、補助を受けようとする事業を行う者が

- ・ 個人である場合は本人を記載すること。
 - ・ 法人その他の団体である場合は、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準じる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。）に記載すること。
- ただし、当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者については、本件補助金の申請に関する権限又は補助事業の執行に関する契約を締結する権限を委任されている者を除き省略することができる。

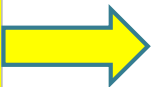
役員等名簿 数式禁止

番号	商号又は名称（半角）	商号又は名称（漢字）	氏名（半角）	氏名（漢字）	生年月日			性別 (M・F)	住所	職名	
					元号 MTSH	年	月				日
1	カブシキカ イシヤチハ	株式会社千葉	チハ タロウ	千葉 太郎	S	40	1	16	M	千葉県千葉市中央区市場町1-1	代表取締役
2	カブシキカ イシヤチハ	株式会社千葉	イハラ ハナコ	市原 花子	S	51	10	5	F	東京都新宿区西新宿2-8-1	取締役
3	カブシキカ イシヤチハ	株式会社千葉	ナラシ カズオ	習志野 一男	H	1	6	27	M	神奈川県横浜市中区日本大通1	監査役
4	カブシキカ イシヤチハ	株式会社千葉	ヤチヨ ジロウ	八千代 二郎	T	14	5	1	M	埼玉県さいたま市浦和高砂3-15-1	会長
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											

現在における（私・当法人（団体））の役員等名簿に相違ありません。

注意事項
 ・本人が自署で作成する場合、押印は原則廃止とし、第三者が作成する場合は原則存続とする。
 ・本人の自署とする場合は、本人確認書類の写しを添付すること。
 ・電子申請の場合については、申請者に原本（誓約書・役員等名簿）を保管するように要綱・要領に明記すること。

年 月 日



住所（法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名）

役員等名簿には、補助を受けようとする事業を行う者が

㊞

- ・個人である場合は本人を記載すること
- ・法人その他の団体である場合は、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。）を記載すること。
 ただし、当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者については、本件補助金の申請に関する権限又は補助事業の執行に関する契約を締結する権限を委任されている者を除き省略することができる。

別記第8号様式

番 年 月 日

〇〇農業事務所長 様
(千葉県知事 〇〇〇〇)

〇〇市町村長 〇〇〇〇
(事業実施主体の代表者)

年度農産産地支援事業の補助金交付決定前着手届

年度農産産地支援事業(〇〇型)実施計画に基づく別添事業について、
下記条件を了承の上、補助金交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業実施主体が負担するものとする。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議が無いこと。
- 3 当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更を行わないこと。

(注) 括弧内には、事業区分を記入すること。

(別添)

事業実施 主体	工種又は 施設区分	事業量	事業費	着手予定 年月日	竣工予定 年月日	理 由
合 計						

添付書類

1 実施設計書

〇〇農業事務所長 様

〇〇〇市町村長 〇〇〇〇

農産産地支援事業（種子・産地育成型、スマート農業推進型）実施状況報告書
（報告対象年度： 年度）

このことについて、 年度農産産地支援事業要領第7の規定により下記のとおり報告
します。

記

1 事業の概要

事業実施年度	年度
目標年度	年度
事業実施主体名	
対象品目	
導入施設・機械の種類及び台数	
事業費（県補助金）	円（ 円）

2 事業目標の達成状況

事業目標	現状 （ 年度）	報告年度 （ 年度）	目標 （ 年度）	報告年度 時点の増加率	目標に対する 達成率
				%	%

注1) 実施計画書に記載した事業目標の達成状況を確認すること。

注2) 「現状」は事業実施前年度、「目標」は事業実施年度の3年後とする。

注3) 「増加率」は現状との比較とする。計算式は以下のとおり。

$$\{ (\text{報告年度値} - \text{現状値}) / \text{現状値} \} \times 100$$

注4) 「達成率」は計画時に掲げた増加率と報告年度時点の増加率の比較とする。

計算式は以下のとおり。小数点第2位を四捨五入する。

$$(\text{報告年度時点の増加率} / \text{計画時に掲げた増加率}) \times 100$$

注5) 目標年度前年度の達成率が70%未満の場合は、事業実施主体に対し、取組状況の
確認と目標達成のための指導を行うこと。

注6) 目標年度に達成率が100%未満の場合は、事業実施主体に対し、目標未達の理由と
目標達成に向けた改善策を提出させること。また、目標未達の場合は、引き続き
実施状況報告書を提出すること（目標年度の翌々年度までとする）。

〇〇農業事務所長 様

〇〇〇市町村長 〇〇〇〇

農産産地支援事業（輸出用米・米粉用米低コスト生産支援型）実施状況報告書
（報告対象年度： 年度）

このことについて、 年度農産産地支援事業要領第7の規定により下記のとおり報告
します。

記

1 事業の概要

事業実施年度	年度
目標年度	年度
事業実施主体名	
導入施設・機械の種類及び台数	
事業費（県補助金）	円（ 円）

2 事業目標の達成状況

事業目標	実施年度 （ 年度）	報告年度 （ 年度）	目標 （ 年度）	報告年度 時点の増加率	目標に対する 達成率
				%	%

注1) 実施計画書に記載した事業目標の達成状況を確認すること。

注2) 「実施年度」は事業実施年度、「目標」は事業実施年度の3年後とする。

注3) 「増加率」は現状との比較とする。計算式は以下のとおり。

$$\{ (\text{報告年度値} - \text{現状値}) / \text{現状値} \} \times 100$$

注4) 「達成率」は計画時に掲げた増加率と報告年度時点の増加率の比較とする。

計算式は以下のとおり。小数点第2位を四捨五入する。

$$(\text{報告年度時点の増加率} / \text{計画時に掲げた増加率}) \times 100$$

注5) 目標年度前年度の達成率が70%未満の場合は、事業実施主体に対し、取組状況の確認と目標達成のための指導を行うこと。

注6) 目標年度に達成率が100%未満の場合は、事業実施主体に対し、目標未達の理由と目標達成に向けた改善策を提出させること。また、引き続き実施状況報告書を提出すること（目標年度の翌々年度までとする）。

3 輸出用米及び米粉用米の栽培における省力・低コスト化生産技術の取組状況

(1) 事業実施年度に取り組んでいた技術

--

(2) 報告年度に取り組んだ技術

--

(3) 事業実施年度以降に新たに取り組んだ技術の数

- ・取り組んでいない ・ 1つ ・ 2つ ・ 3つ以上

注1) 技術の内容は、実施要領（別表6）から記載すること。

注2) 目標年度までに新たな技術に1つ以上取り組んでいれば要件達成。

注3) 新たに取り組む技術は、実施計画書に記載したものと異なっても問題ない。

注4) 目標年度前年度までに新たな技術に取り組んでいない場合は、事業実施主体に対し、新たな技術に取り組むよう指導を行うこと。

注5) 目標年度までに新たな技術に取り組んでいない場合は、事業実施主体に対し、理由と改善策を提出させること。また、引き続き実施状況報告書を提出すること（目標年度の翌々年度までとする）。

〇〇農業事務所長 様

〇〇〇市町村長 〇〇〇〇

農産産地支援事業（水稻生産力強化型）実施状況報告書
（報告対象年度： 年度）

このことについて、 年度農産産地支援事業要領第 7 の規定により下記のとおり報告
します。

記

1 事業の概要

事業実施年度	年度
目標年度	年度
事業実施主体名	
導入施設・機械の種類及び台数	
事業費（県補助金）	円（ 円）

2 事業目標の達成状況

事業目標	実施年度 （ 年度）	報告年度 （ 年度）	目標 （ 年度）	報告年度 時点の増加率	目標に対する 達成率
				%	%

注 1) 実施計画書に記載した事業目標の達成状況を確認すること。

注 2) 「実施年度」は事業実施年度、「目標」は事業実施年度の 3 年後とする。

注 3) 「増加率」は現状との比較とする。計算式は以下のとおり。

$$\{ (\text{報告年度値} - \text{現状値}) / \text{現状値} \} \times 100$$

注 4) 「達成率」は計画時に掲げた増加率と報告年度時点の増加率の比較とする。

計算式は以下のとおり。小数点第 2 位を四捨五入する。

$$(\text{報告年度時点の増加率} / \text{計画時に掲げた増加率}) \times 100$$

注 5) 目標年度前年度の達成率が 70% 未満の場合は、事業実施主体に対し、取組状況の
確認と目標達成のための指導を行うこと。

注 6) 目標年度に達成率が 100% 未満の場合は、事業実施主体に対し、目標未達の理由と
目標達成に向けた改善策を提出させること。また、引き続き実施状況報告書を提出
すること（目標年度の翌々年度までとする）。

3 水稻作付面積拡大に向けた省力・低コスト化生産技術の取組状況

(1) 事業実施年度に取り組んでいた技術

--

(2) 報告年度に取り組んだ技術

--

(3) 事業実施年度以降に新たに取り組んだ技術の数

- ・取り組んでいない ・ 1つ ・ 2つ ・ 3つ以上

注1) 技術の内容は、実施要領（別表6）から記載すること。

注2) 目標年度までに新たな技術に1つ以上取り組んでいれば要件達成。

注3) 新たに取り組む技術は、実施計画書に記載したものと異なっても問題ない。

注4) 目標年度前年度までに新たな技術に取り組んでいない場合は、事業実施主体に対し、新たな技術に取り組むよう指導を行うこと。

注5) 目標年度までに新たな技術に取り組んでいない場合は、事業実施主体に対し、理由と改善策を提出させること。また、引き続き実施状況報告書を提出すること（目標年度の翌々年度までとする）。

別記第 12 号様式

文 書 番 号
年 月 日

〇〇農業事務所長^{注1} 様

〇〇〇市町村長 〇〇〇〇^{注2}

農産産地支援事業実施状況報告について

このことについて、農産産地支援事業実施要領第7の規定により別添のとおり報告します。^{注3}

(注1) 事業実施地区の範囲が相当程度広域である場合は、千葉県知事とすること。

(注2) 事業実施地区の範囲が相当程度広域である場合は、事業実施主体の代表者とすること。

(注3) 事業区分に応じ、別記第9号様式、別記第10号様式又は別記第11号様式を添付すること。